

お知らせ

その不法投棄、見られてますよ！ごみの不法投棄は重大な犯罪です！

不法投棄とは、廃棄物（ごみ）を適正に処理せず、みだりに道路や河川、山林、民有地などに捨てる行為です。不法投棄は、まちの景観を損なうだけでなく、放置すると不法投棄の助長や水質・土壌汚染など環境への悪影響の要因となります。一人ひとりが不法投棄は「しない」、「許さない」という意識を持ち、まちを美しく保ちましょう。

不法投棄には罰則があります

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。

不法投棄をなくすには？

所有者（管理者）の方は不法投棄の未然防止のため、敷地周辺に柵（囲い）等の設置や定期的な草刈りなど適切な管理に努めましょう。

私有地に投棄されたごみは、原則として所有者自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄対策看板の配付を行っています

右記のような適切な管理をしているにも関わらず、不法投棄が続く場合、市で作成した不法投棄対策看板の配付を行っています。配付を希望する場合は、市民環境課までお問い合わせください。

不法投棄を見つけたら

不法投棄を発見した場合、わかる範囲で構いませんので、場所、投棄物の種類や量について、小松島警察署（32・0110）もしくは市民環境課まで連絡してください。また、不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください。

問 市民環境課

環境・公害担当

（市役所1階）

☎32・2147



✉seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.a.jp

消防出初め式開催

▼日時 令和7年1月5日（日）午前9時～11時（午前10時開式）（小雨決行・荒天時中止）

▼場所 サウンドハウスホール（小松島町字新港9-10）

問 市消防本部

☎32・0119



令和7年「小松島市二十歳の成人式」式典のご案内

▼日時 令和7年1月12日（日）午後1時開式（正午より受付）

▼場所 市立体育館

（立江町字赤石74番地の2）

成人式対象者

令和6年10月1日時点で市内に住居がある、もしくは事前に申し出いただいた市外に住居がある、平成16年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた新成人の方

11月中旬に右記成人式対象者の条件に当てはまる新成人の方に、成人式の案内状を発送しています。案内状が届いた方は、1月8日（水）までに案内状から、事前申込をお願いします。

案内状が未着の方で、成人式に出席を希望される方は、12月23日（月）までに生涯学習課にお申し出ください（案内状を発送いたします）。メールまたはFAXで案内状送付をご希望される場合は、必ず、案内状送付先住所および世帯主様の氏名のご記入をお願いいたします。

問 市教育委員会生涯学習課

☎32・2700 / FAX 33・1230

✉shougai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

「こまつしま市民人権のつどい」を開催します

どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

日時 12月21日（土）午後2時から 場所 サウンドハウスホール

第1部 中学生による人権意見発表

第2部 人権コンサート ●山本貴子さん、森基之さんによる演奏と講演（ピアノ）（ヴァイオリン）

令和6年度小松島市人権尊重ポスター・標語展を開催します

日時 12月9日（月）午前8時30分から 13日（金）午後2時まで

場所 市役所1階木質化ロビー

市内小中学生の入選作品を展示しています。ぜひご来場ください。会場の都合上、写真で展示しています。ご承知ください。



問 市人権推進課 ☎32・2122 / FAX 33・3525

✉jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp